

# 加古川市特定子ども・子育て支援施設等確認指導監査実施要綱

令和2年6月25日

改正 令和3年3月29日

改正 令和6年3月22日

改正 令和8年3月30日

こども部長決定

## (趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する法第14条第1項、第58条の8から同条の10までの規定に基づく、適正な事業実施を確保するために市が事業所に対して行う指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

## (指導の目的)

第2条 指導は、特定子ども・子育て支援施設等に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までを遵守させ、施設等利用費の支給事務の適正性を確保することを目的とする。

## (指導の方針)

第3条 指導により、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るため実施する。

## (指導の形態)

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

### (1) 集団指導

運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

## (2) 実地指導

特定子ども・子育て施設等において、提出された書面に関する質問等を行う。

その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。

(指導対象の選定)

第5条 指導対象の選定は、次のとおりとする。

### (1) 集団指導

- ① 法第58条の11第1項の規定に基づく法第30条の11第1項の確認の公示後、概ね1年以内に実施する。
- ② 制度改正や、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し実施する。

### (2) 実地指導

- ① 全ての特定子ども・子育て支援施設等に対し、定期的かつ計画的に行う。
- ② 運営基準等の遵守状況や、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導等が必要と認められる施設等を対象とする。
- ③ その他、特に実地指導の必要があると認める施設等を対象とする。

(指導の方法等)

第6条 指導の方法等は次のとおりとする。

### (1) 集団指導

#### ① 実施通知

対象施設等を決定したときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を第1号様式にて通知する。

#### ② 実施方法

特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行う。欠席した特定子ども・子育て支援施設提供者には、当日使用した書類の送付や必要な情報提供に努め、直近の機会に改めて集団指導の対象にする等の対応をとる。

### (2) 実地指導

## ① 実施通知

対象施設等を決定したときは、実地指導を実施する日の概ね1月前までに当該施設等の設置者に実地指導の日時、場所及び指導内容等を第2号様式にて通知する。

## ② 実地指導の方法

実地指導は、主に次のア～エについて実施するものとし、実地指導の終了時に、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者や面談に対応した担当者等に対して実地指導結果の講評を行う。

### ア 書類の確認

- i) 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類（運営基準第54条関係）
  - ii) 施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたもの・運営基準第55条関係）
  - iii) 施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等利用料と特定費用の金額がわかる書類（運営基準第56条第1項及び同条第2項関係）
  - iv) 施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを認定保護者との間で合意した文書（運営基準第60条第3項関係）
  - v) 職員、設備及び会計に関する諸記録（運営基準第61条第1項関係）
- イ 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認（運営基準第59条関係）
- ウ 施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置の確認（運営基準第60条第1項及び同条第2項関係）
- エ 上記アのi)に係る記録の過去5年間分の保管状況の確認（運営基準第61条第2項関係）

### ③ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、代表者に対して第3号様式により指導内容の通知を行う。また、改善を要すると認められる事項がない場合は、第4号様式により通知を行う。

### ④ 改善報告書の提出

第3号様式により通知した文書指摘事項については、第5号様式により、通知から60日以内に改善報告を求めるものとする。

(実施体制)

第7条 実地指導は、幼児教育・保育の無償化及び会計に係る知識と経験を有する者を含めることとし、十分な体制が確保できない場合は、限られた体制においても全ての実地指導ができるよう、事前に提出を受ける書類を十分に検査するための期間を設ける等の対応をとるものとする。

また、実地指導は、兵庫県の指導監督や立入調査等と合同で実施するように努め、新制度移行済み幼稚園及び認定こども園が実施する預かり保育事業に対する実地指導は、幼稚園及び認定こども園に対する施設型給付費の支給に係る実地指導の際に行うなど、効率的に実施するものとする。

(監査への変更)

第8条 実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに確認監査を行うことができる。

- ① 特定子ども・子育て支援施設等において著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に、著しい不当が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合
- ④ 上記のほか、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(情報提供)

第9条 前条に該当する状況を確認した場合は、兵庫県に対して、集団指導の概要、

実地指導の指導結果及び改善報告の内容について情報提供を行う。

また、実地指導中に、特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに兵庫県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努める。

(監査の目的)

第10条 監査は、施設等利用費の支給事務の事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的とする。

(監査の実施)

第11条 監査は、第8条に該当する情報があり、特に必要があると認める場合に実施する。また、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行う。

(監査の方法等)

第12条 監査の方法は、次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を第6号様式により設置者に対して通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合はこの限りではない。

(2) 結果通知

監査の結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合及び施設等利用費等の返還を要すると認められる場合は、第7号様式によりその旨の通知を行う。

なお、改善を要すると認められる事項がない場合は、第8号様式により通知を行う。

(3) 改善報告書の提出

第7号様式により通知した文書指摘事項については、通知から60日以内に第9号様式にて改善報告を求めるものとする。

(4) 行政上の措置

## ① 勧告

特定子ども・子育て支援提供者が次の各号に該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。

ア 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

上記の者が設置基準及び一時預かり事業基準に従って施設等利用費の支給に係る事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をしていないと認めるときは、兵庫県知事に通知しなければならない。（法第58条の9第2項及び同条第3項）。

イ 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

ウ 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

勧告は、原則として第10様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に勧告から60日以内に第9号様式により改善報告書を提出させるものとする。

なお、当該特定子ども・子育て支援提供者が期限内にこれに従わなかったときは、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。

## ② 命令

特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令は、原則として第11号様式により行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から60日以内に第9号様式により改善報告書を提出させるものとする。

なお、命令を行ったときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った兵庫県知事等に通知しなければならない。

### ③ 確認の取消し等

特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止（以下「確認の取消し等」という。）することができる。

また、確認の取消し等をしたときは、法第58条の11第3項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援を提供する施設等の名称及び所在地等を公示しなければならない。

（聴聞等）

第13条 監査の結果、当該設置者等に対して、命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合には、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。

（他の市町村との情報共有）

第14条 他の市町村との情報共有は、次のとおりとする。

#### （1） 監査の実施の要請

確認権限のない市町村が当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対する施設等利用費を支給している場合で、第8条に掲げる情報を取得し、違反疑義等の確認について特に必要があると考えられるときは、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

#### （2） 他の市町村への情報提供

確認権限のある市町村が、前項の要請を受けて、当該特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合は、監査結果や改善報告書等について、要請を行った市町村のほか、当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者への施設等

利用費を支給している市町村にも情報提供を行うこと。

(県への情報提供)

第15条 兵庫県に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置等について、必要に応じて情報提供を行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。